

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター
2021. 7.10発行〈通巻第523号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <http://koshc.jp/>



脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況公表	2
死ぬまで元気です vol.38 右田孝雄	8
韓国からのニュース	10
前線から	14
石綿肺がん、不慣れな調査で不支給／滋賀	
石綿読影の精度に係る調査実施／大阪	
2021年夏期カンパのお願い	19

脳・心臓疾患、精神障害の労災補償 状況公表

厚生労働省は6月23日、2020年度（令和2年度）の「過労死等の労災補償状況」を公表した（厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19299.html）。

厚労省では、脳・心臓疾患、精神障害、裁量労働制対象者に関する労災補償の請求件数、支給決定件数や請求人の業種や年齢などの内訳を、2002年度から毎年公表している。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、業務が減少した業種も多かったためか、その多くが過重な労働が原因である脳・心臓疾患での請求は減少した。しかしながら、心理的負荷に起因する精神障

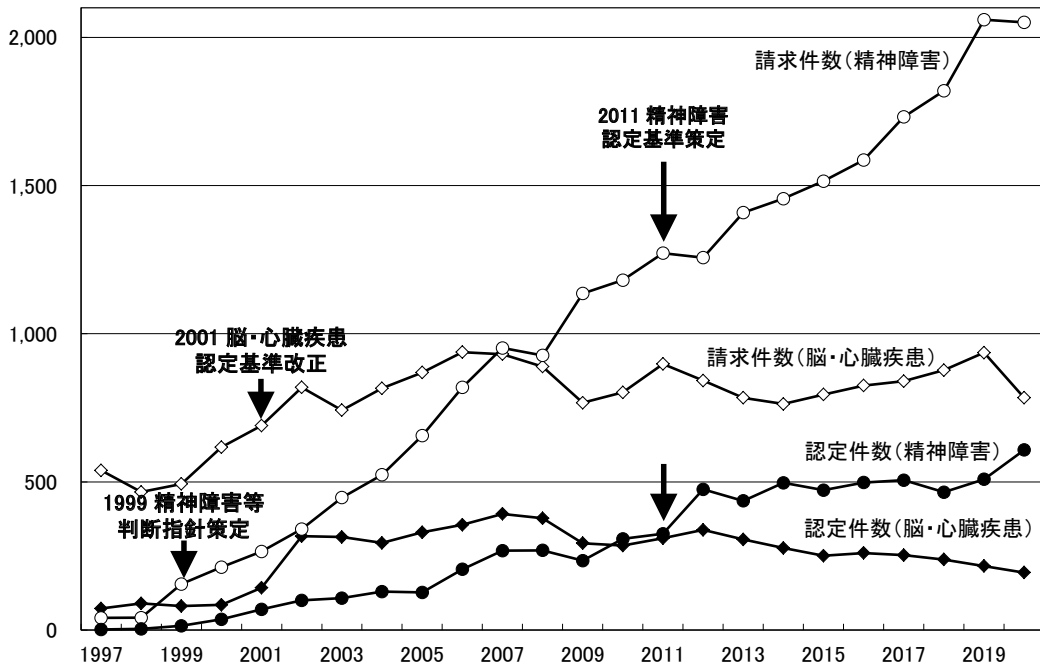
害の請求件数は例年とほぼ変わらなかった。

過労死防止の効果は…？

脳・心臓疾患の請求件数は、昨年より152件減った784件、決定件数も19件少ない665件、うち支給件数は、22件少ない194件だった（下表1-1）。支給決定件数を決定件数で割った認定率は、29.2%で、30%を切った。認定率は年々下がっている。2002年度の公表開始時点では40%で、その後少し上がり、2008年の47%が最高値でその後少し下がりながらも40%台であったのが、2015年度には

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	請求件数	825 (91)	840 (120)	877 (118)	936 (121)	784 (105)
	決定件数 ^{注2}	680 (71)	664 (95)	689 (82)	684 (78)	665 (88)
	うち支給決定件数 ^{注3}	260 (12)	253 (17)	238 (9)	216 (10)	194 (14)
	[認定率] ^{注4}	[38.2%] (16.9%)	[38.1%] (17.9%)	[34.5%] (11.0%)	[31.6%] (12.8%)	[29.2%] (15.9%)
うち死亡	請求件数	261 (14)	241 (18)	254 (18)	253 (18)	205 (18)
	決定件数	253 (16)	236 (20)	217 (15)	238 (17)	211 (17)
	うち支給決定件数	107 (3)	92 (2)	82 (2)	86 (2)	67 (4)
	[認定率]	[42.3%] (18.8%)	[39.0%] (10.0%)	[37.8%] (13.3%)	[36.1%] (11.8%)	[31.8%] (23.5%)



40%を切って37%となり、2016年度、2017年度は38%であったのが、2018年度34%、2019年度31%、そして昨年とうとう30%を切って29%となった。

過重労働による疾患の労災請求のうち労災と認定される件数が少ないことは、長年の課題であるが、それが益々少なくなってきたのは問題である（件数の増減については上グラフ参照）。

厚生労働省は過重労働に関して毎年11月を「過労死防止啓発月間」として「過労死等防止対策推進シンポジウム」を全国で開催したり、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働の重点監督を行い、相談ダイヤルを設けるなど、過重労働防止対策を行っている。

過労死等防止対策推進法の成立以来、国として過労死防止に力を入れているが、請

求件数は特に著しく減少したりはしていない。ただし、昨年度は減少しているが、これはコロナの影響とみられる。それに対して、認定率は毎年少しずつ下がっていることに、正直焦りを覚える。

不支給となった理由を分析してみなければ原因は不明であるが、全国の労災職業病センターに寄せられる事案で、実労働時間の認定に関して争いになることが多く、そういった所が原因ではないかと思われる節もある。

脳・心臓疾患の業種別の状況では、2019年度と同じく「運輸業・郵便業」が1番請求件数が多く158件で、決定件数は136件、支給決定件数は58件だった。2番目は、「卸売業・小売業」で請求件数111件、決定件数106件、支給件数38件、3番目は「建設業」の請求108件、決定

98件、支給27件、2019年度は請求が3番目に多かったにもかかわらず支給件数は「製造業」より少なかったが、今回は決定件数が前年の88件から99件に、支給件数も17件から27件に増えた。4番目は「製造業」で請求92件、決定79件、支給17件、次に請求件数が多いのは「医療・福祉」で請求67件、決定46件、ただし支給件数は6番目で8件と少なく、認定率が低かった。次は「宿泊業・飲食サービス業」で請求31件、決定42件、支給15件だった。

職種別では、請求件数と支給件数の多さにばらつきがあり、請求件数で見ると、「輸送・機械運転従事者」が1番多く、請求件数148件、決定件数120件、次に「専門的・技術的職業従事者」が請求112件、決定99件、「サービス職業従事者」が請求80件、決定79件、4番目に「運搬・清掃・包装等従事者」請求79件、決定60件、5番目は「建設・採掘従事者」請求70件決定56件、次が「販売従事者」請求69件、決定58件、続いて「生産工程従事者」請求60件、決定49件、8番目「事務従事者」請求59件、決定50件、9番目「管理的職業従事者」請求44件、決定48件となっている。しかし支給件数を見ると、1番目2番目は請求件数と同じ、「輸送・機械運転従事者」支給60件、「専門的・技術的職業従事者」支給27件、3番目は「サービス職業従事者」と請求は6番目だった「販売従事者」でどちらも23件の支給件数だった。4番目は請求件数で7番目と8番目だった「生産工程従事者」と「事務従事者」でそれぞれ13件、5番目は「管理

的職業従事者」「建設・採掘従事者」で12件、6番目に「運搬・清掃・包装等従事者」で5件だった。

認定率で見ると請求・支給件数がどちらも1位の「輸送・機械運転従事者」がダントツ50%で、次が「販売従事者」の39.6%、「サービス職業従事者」29%、次に請求・支給件数ともに2位の「専門的・技術的職業従事者」で27%、「生産工程従事者」と「事務従事者」は26%、「管理的職業従事者」25%、「建設・採掘従事者」21%という順番になっている。

年齢別支給決定件数で見ると50～59歳が一番多く、次に40～49歳でこの2つの世代で支給件数の半数以上を占める。次に多いのも60歳以上で合わせると約90%になる。

時間外労働時間別支給決定件数は、今回から発症前1か月と2～6か月の平均と分けて件数が示された。もちろん1か月だと100時間以上に集中し、80～100時間未満が4件、それ以下は0件だった。2～6か月平均では80～100時間未満が一番多く、80時間未満は17件だった。

ハラスメント事案の増加

精神障害の労災請求件数は、ずっと右肩上がりであったが、2020年度は初めて9件減少の2051件となった。しかし、今回決定件数が大幅に増加して320件増の1906件だった。支給決定件数も増加し、99件増の608件、認定率は31.9%で、前年の32.1%からほんの少し下がった(表

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害	請求件数	1586 (627)	1732 (689)	1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)
	決定件数 ^{注2}	1355 (497)	1545 (605)	1461 (582)	1586 (688)	1906 (887)
	うち支給決定件数 ^{注3}	498 (168)	506 (160)	465 (163)	509 (179)	608 (256)
	〔認定率〕 ^{注4}	[36.8%] (33.8%)	[32.8%] (26.4%)	[31.8%] (28.0%)	[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)
うち自殺 ^{注5}	請求件数	198 (18)	221 (14)	200 (22)	202 (16)	155 (20)
	決定件数	176 (14)	208 (14)	199 (21)	185 (17)	179 (17)
	うち支給決定件数	84 (2)	98 (4)	76 (4)	88 (4)	81 (4)
	〔認定率〕	[47.7%] (14.3%)	[47.1%] (28.6%)	[38.2%] (19.0%)	[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)

2-1)。

昨年の大きな変化の1つは心理的負荷評価表に「パワーハラスメントを受けた」という出来事が新設されたことだが、これが認定件数の増加に影響したかもしれない。ただ認定率では下がっているので、単に処理件数が増加したにすぎない。

精神障害の業種別の労災補償状況を見ると、請求件数が多い順に「医療・福祉」488件（決定件数428件）、「製造業」326件（決定311件）、「卸売業・小売業」282件（決定247件）、「運輸業・郵便業」202件（決定185件）、「情報通信業」111件（決定114件）、「宿泊業・飲食サービス業」92件（決定86件）、「建設業」89件（決定95件）となっている。

支給決定件数では、「医療・福祉」148件、「製造業」100件、「卸売業・小売業」「運輸業・郵便業」どちらも63件、「建設業」43件、「宿泊・飲食サービス業」39件、「情報通信業」27件の順になる。脳・心臓疾患では5番目の請求件数だった「医療・福祉」が請求件数・支給件数どちらも一番多

い。また、「建設業」は請求件数は7番目の多さなのに、支給件数は4番目で認定率も平均を上回る45%となっている。

職種別では、請求件数最多は「専門的・技術的職業従事者」523件（決定件数486件）、多い順に「事務従事者」444件（決定406件）、「サービス職業従事者」284件（決定269件）、「販売従事者」241件（決定204件）、「生産工程従事者」215件（決定190件）、「輸送・機械運転従事者」122件（決定112件）である。

支給決定件数だと「専門的・技術的職業従事者」173件、「サービス職業従事者」91件、「事務従事者」83件、「販売従事者」65件、「生産工程従事者」58件、「輸送・機械運転従事者」43件の順になる。

年齢別の支給決定件数では、40～49歳が一番多く、次に30～39歳、20～29歳の順で、脳・心臓疾患と比べると少し若い世代に多くなっている。

労働時間別の支給決定件数を見ると、608件のうち279件が「その他」に分類され、出来事による心理的負荷が極度で

あると判断されて労働時間を調査するまでもなかったということである。支給件数の45%程にあたる。認定基準で心理的負荷が「強」と判断されるには少なくとも100時間以上の時間外労働が認められた場合である。100時間未満の件数を合計すると207件で全体の34%で「その他」と合わせて80%弱は長時間の時間外労働以外の理由で、労災認定されたことになる。前年度はこの割合が70%弱なので、今回10%ほど増加したことになる。

出来事別の決定・支給件数を見てみる。

2020年から新設された出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」であるが、支給決定件数は最多の99件（決定件数180件）だった。認定率でも55%と高かった。次は「悲惨な事故や災害を体験、目撃した」で83件（決定120件）、3番目は「同僚等から、暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた」で71件（決定128件）、次は「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」の58件（決定190件）、「病気やケガをした」50件（決定127件）、「セクシュアルハラスメントを受けた」44件（決定90件）となっている。出来事のハラスメントに関わる項目「パワーハラスメントを受けた」と「いじめ・嫌がらせを受けた」「セクシュアルハラスメントを受けた」を合わせると214件で全体の35%にもなる。

長時間労働に関わる出来事では、「仕事内容・量の変化を生じさせる出来事」の58件、「1か月に80時間以上の時間外労働

があった」31件（決定52件）と「2週間以上にわたって連続勤務を行った」41件（決定64件）となっていて、認定率も「80時間以上の時間外」は59%、「2週間連続勤務」は64%と非常に高い。

決定件数が多いのに支給件数が非常に少ない出来事がある。まず「達成困難なノルマが課された」（決定件数16件、支給件数1件、認定率6.2%）は、よくある出来事なのだが、被災者が優秀でノルマが達成できてしまった事案や、達成すればするほどノルマのハードルがあがっていた事案で、負荷評価を「中」と判断された事があり、労働者の感覚よりも評価が厳しくなっているようだ。「配置転換があった」（決定63件、支給6件、認定率9.5%）という出来事も、全く違う業務に配置転換されても評価が低いことが多い。「上司とのトラブルがあった」（決定388件、支給14件、認定率3.6%）は決定件数が最多であるにもかかわらず、認定率3.6%となっている。「上司等からパワーハラスメント」の項目に当たらなかったものが「上司とのトラブル」に分類されていると思うが、労働者本人の感じ方と厚労省の判断に開きがある。

各都道府県にバラツキ

最後に都道府県別の請求・支給決定件数について触れておく。

全体の労災認定率は31.9%だったが、すべての都道府県で30%前後というわけではなく、0から60%程まで、各県ばらばらが平均されて30%なのである。

2桁以上の決定件数がありながら認定率が比較的高いのは、北海道（決定70件、支給31件）で認定率44%、山形（決定18件、支給9件）認定率50%、千葉（決定65件、支給28件）の43%、福井（決定13件、支給8件）の61%、静岡（決定55件、支給27件）の49%、滋賀（決定17件、支給7件）の41%、大分（決定28件、支給16件）の57%など。

反対に2桁以上の決定件数で認定率が低いのは、宮城（決定32件、支給9件）の28%、栃木（決定13件、支給3件）の23%、群馬（決定18件、支給4件）の22%、東京（決定368件、支給93件）の25%、愛知（決定127件、支給32件）の25%、大阪（決定208件、支給51件）の24%、岡山（決定13件、支給3件）の23%、山口（決定17件、支給4件）の23%など。

大阪の認定率が全国平均に比べて数～10%ほど低いのはいつものことだが、東京、神奈川も認定率が下がってきている。厚生省や労働局に訊ねても、「適切に判断している」としか言わないので原因は不明であるが、追求は続けていくつもりである。

また大阪労働局は昨年、2019年度の過労死関係の労災補償状況を公表しなかった。毎年記者発表して報道資料としてホームページに掲載していたのを取りやめた。2020年度分について問い合わせたが、やはりホームページに掲載する予定はないということだった。理由は、「全国と傾向が同じなので大阪が特に公表する必要はない」「資料作成に手間と時間がかかる」などと述べていたが、公表を続けてもらいたいのでこれも要請していく。

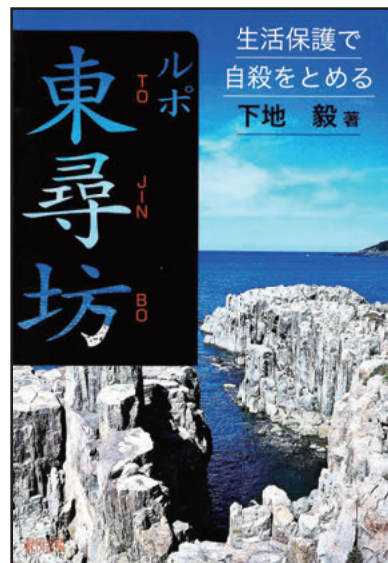
ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよい、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO月光仮面」の活動。

「NGO月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！（2021.1）

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



死ぬまで元気です

Vol.38 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私はただ今絶好調でございます。6月28日に1回目のコロナワクチンを接種し、副反応は2日間の微熱程度、2回目は7月19日の予定です。

さて、7月はどのような月が分かりますか？

毎年7月を中皮腫啓発月間と設定し、世間の色んな方々に中皮腫という病気、アスベストは恐ろしいものだということを、特に啓発していこうという取り組みを行います。

この取組は、元タイギリスで毎年第1金曜日にアクション・メソテリオーマ・デーという形でイギリスの主要都市で講堂や教会、公園などに市民が集まり、中皮腫・アスベスト被害の啓発活動をされていたものです。4年前に、日本から活動家やご遺族がこれに参加して刺激を受けたのですが、当時はこれを日本でも企画しようとする方もいませんでした。国立がん研究センター希少がんセンターの加藤陽子さんも数年前にイギリスに行ってこの行動を見て感銘を受けられたそうです。そして昨年、私たちが日本でもこういう企画をしたいと思っていた矢先に、加藤さんからお声が掛かり、この中皮腫啓発月間を一緒に企画した次第

です。

今年は中皮腫啓発月間として、毎週土曜日に様々な立場の方々から講演や体験を語っていただいています。

かく言う私も主催のNPO法人中皮腫サポートキャラバン隊の理事長ですので、初日の2人目に、「中皮腫患者と家族が置かれている現状、中皮腫サポートキャラバン隊の役割と目指すもの」と題してお話をさせていただきました。

医療のことについては、後半で医師が何人も講演して下さいます。社会保障については、病院で働くソーシャルワーカーや他の患者さんが、建設アスベスト訴訟については大阪アスベスト弁護団の弁護士がお話しして下さいます。

ということで、私の話すことはやはり、今中皮腫サポートキャラバン隊が何をしているのか、これから何を目指していくのかってことでした。目一杯30分使ってゆっくり話させていただきました。この模様については、後日「みぎくりハウス」にて公開されると思いますので、参加できなかった方はそちらをご視聴願います。

しかし、私が一番話したかったのは、やはり石綿健康被害救済法の改正です。

現在、環境再生保全機構にストックされている石綿健康被害救済金はいくらあるか知っていますか？なんと約 800 億円もあるんですよ。それなのに、石綿健康被害救済給付金の額の見直しはしない、石綿肺がんの認定基準も厳しすぎる、そして労災・救済制度で認定されているは中皮腫患者のうち約 70%です。

それで環境再生保全機構は最近有名人を CM に起用して、救済されていない方を掘り起こしていこうとしています、私とし

ては、そんなことで回り道するより、全国の各病院から中皮腫と診断された患者の情報を環境省へ吸い上げ、環境省から各患者さんへ「あなたは労災或いは救済制度の申請ができます」と通知するようなシステムを作ったらどうかと思います。

800 億円もの大金をストックさせていては、いつかは悪い企みを考える人が出てきてもおかしくないと思いますが、そう思うのは私だけですかね。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや
これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります――。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価：本体 1500 円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■学校給食室・製鉄所など労働者 78 人「職業性がん」産災申請

民主労総と職業性・環境性がん患者探し 119(職業性がん 119)等は、3日に政府のソウル庁舎前で記者会見を行い、職業性がんに罹った労働者 78 人の集団産災を申請すると発表した。

これらは 4 月 28 日の「世界産災死亡労働者追悼の日」に行った「職業性がん患者を探す運動宣言式」以後、5 月の一ヶ月間に届けられた労働者だ。今回の集団産災申請に参加した労働者は、学校給食室の労働者 24 人をはじめ、プラント建設 19 人、ポスコ製鉄所 15 人、電子産業 8 人、地下鉄 2 人、化学産業団地 2 人など、様々な職種で働いていた。

産災を申請したがんの分布は、肺がんが 33 人 (45%) で最も多く、次に白血病 12 人 (16%)、乳がん 9 人 (12%)、甲状腺がん 5 人 (6%)、膀胱がん・胃がん・大腸がんがそれぞれ 2 人だった。この他に、脳腫瘍、内分泌がん、食道がん、肝臓がん、腎盂がん、胆のうがん、直腸がん、ルーゲーリック病、パーキンソン病などに罹った労働者も、今回の集団産災申請に参加した。年齢別には 40 代から 70 代の中年以上が大部分だったが、20 代後半から 30 代の若い労働者もいる。

今回の産災申請は三回目、先の二回に申請した 21 人を合わせると、累積の申請者は 99 人だ。

これらは記者会見で、「我が国の一年間の職業性がんの申請者が平均 200 人台だということを勘案すると、今回の申請は大規模産

災申請」で、「一日平均 2 件以上の相談電話が続いている」と、現場の雰囲気話を話した。

これらは職業性がん患者を管理するために、病院の医療体系を通じた監視体系を法制化することを要求した。「がんと診断されれば、基本的な職業歴を確認し、該当する作業とがん発生の可能性を評価した後、自動的に産災保険体系に連結されるようにする制度」で、「もしこのシステムが構築されれば、職業性がん患者は爆発的に増加する可能性が極めて高い」と主張した。

また、職業性がんの審議期間を短くするために、「推定の原則」の適用を法制化し、適用基準も拡大することを要求した。「推定の原則」は、作業期間、ばく露量などに関する認定基準を充足すれば、反証がない限り職業病と認定することだ。万一、認定基準を充足しなくても、医学的な因果関係があれば業務上疾病と認定することになる。

その他に、職業性がんの予防と管理のために、△健康管理手帳制度の対象発がん物質とばく露基準の拡大、△労働者の知る権利保障のための産業技術保護法の改正などを求めた。
2021 年 6 月 3 日 民衆の声 キム・ベッキョム記者

■破碎機による死亡事件の裁判所、故人の過失で事業主を減刑

司法府が、破碎機に挟まれて亡くなったキム・ジェスンさん (25 才) の事件に関して、朝鮮ウツドのパク代表理事に懲役 1 年を宣告したが、故人にも相当な過失があり、パク代表が供託金を出しているという理由で減刑していたことが確認された。遺族は判決を受け容れられないとして、検察に控訴を要求する嘆願をした。

2 日、金属労組・光州全南本部によれば、

先月 28 日、光州地裁はパク代表に対する産業安全保健法違反事件に、懲役 1 年を宣告して法廷拘束した。裁判所は破碎機を停止させずに仕事をして事故が発生したことに、故人にも相当な過失があると見た。減刑した決定的理由だ。パク代表が故人の両親にそれぞれ 2500 万ウォンずつを供託したことも減刑の要素と判断した。光州地裁はこうしたことを根拠に、大法院の量刑委員会が勧告した安全・保健措置義務違反致死犯罪の量刑基準のうち、基本領域（懲役 6 月～1 年 6 月）を適用し、最大 1 年 6 月の懲役刑を宣告できるが、1 年とした。減軽要素を認めない加重領域（10 月～3 年 6 月）で判断すれば、刑はもっと重くなった。

故人の過失があったかも論議になる。遺族と対策委は、故人は事業主の指示と慣行に従って仕事をしたので過失は認められないと主張している。故人の父親は 1 日、検察に「判決は不当だ」とし、「殺人企業主から真心の籠もった謝罪を受けて、金より労働者の命が優先することを教えたい」と嘆願書を出した。控訴して欲しいという趣旨だ。2021 年 6 月 3 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム 記者

■「産災隠蔽」を摘発されたサムソン電子、初の集団産災申請

産業災害の報告義務に違反した事例が多数摘発されるなど、産災隠蔽・縮小論議が起きたサムソン電子光州事業場で、集団産災補償申請が提起される。

韓国労総・全国サムソン電子労働組合は組合員 7 人が光州勤労福祉公団に、7 日に産業災害補償申請をする予定だと発表した。労組は、7 人はエアコン・洗濯機生産ラインと冷蔵庫生産ライン、コンプレッサーラインで働



く職員だと明らかにした。これらは業務上、重量物をしばしば扱い、首、肩、腰、手首に筋骨格系疾患が発生したと判断して、産災申請を行うことにした。サムソン電子労組が集団で産災を申請するのは今回が初めてだ。

サムソン電子光州事業場は、昨年会社が産災発生的事实を監督機関に報告せず隠蔽したという疑惑が提起され、その後、光州地方雇用労働庁の現場調査で、産災発生報告義務に違反した行為を多数確認した事実が明らかになった。2021 年 6 月 6 日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者

■6ヶ月過ぎた「宅配の社会的合意」に結論出ず、全面ストに

全国宅配労働組合が宅配労働者の過労死防止のための社会的合意が決裂したとして、9 日から無期限全面ストに入るとした。宅配社が宅配労働者の分類作業の負担解消などを約束した一次合意を破っているということだ。昨年 12 月 7 日、「宅配労働者過労死対策のための社会的合意機構」が構成されて 6 ヶ月が過ぎたが、葛藤は解消されていない。

政府と与党、宅配社を代表する韓国統合物流協会、宅配労組は 8 日、社会的合意機構の二次会議を行い、宅配社の宅配分類作業に専門担当要員を投入する問題などを議論したが、合意点を見い出せなかった。宅配代理店

側は最初から会議に参加しなかった。

社会的合意機構は1月に一次合意案を導き出して、5月までに細部事項を議論し、最終合意案を作ることにしたが、既にタイムリミットが過ぎた。そして二次の期限であるこの日も合意文を採択できなかった。次の会議は今月15～16日に行われる。

宅配労組のチン・ギョンホ委員長は会議が終わった後の記者会見で、「労組は最後の交渉という姿勢で臨んだが、合意案の導出に失敗した。」「明日(9日)から争議権がある全国すべての組合員が無期限全面ストに突入する」と明らかにした。

労組は9日に組合員の賛否投票を経て、ストの有無を確定する予定だ。終日ストを行う争議権がある宅配労組の組合員は2100人ほどと推定される。

労組はこれらに加えて、残りの組合員4400人が出勤闘争を持続するとした。宅配労組は前日から「午前9時出勤・11時配達出発」の団体行動を行っている。宅配分類作業をしないために、出勤時間を2時間遅らせる行動だ。委員長は「(争議権のない組合員が)出勤遅延闘争に参加すれば、事実上、専門で担当する分類要員がおらず、(業務に支障があるので)全面ストと同じ効果がある」と話した。2021年6月8日 京郷新聞 コ・ヒジン記者

■コロナ感染後の精神疾患も産災

昨年5月、クパン富川新鮮センターで働いて新型コロナウイルスに感染し、業務上災害を認められた労働者が、精神疾患に対する追加の傷病を認められたことが確認された。

「クパン労働者の健康な労働と人権のための対策委員会」と公共輸送労組法律院によると、勤労福祉公団は被災者のAさんの「適応

障害」が、新型コロナの感染と因果関係があると判断して、追加の傷病として承認した。

対策委の説明を総合すれば、30代半ばの労働者Aさんは、昨年5月にクパン富川新鮮センターで働いていて新型コロナに感染した。コロナは完治したが、日常生活はコロナ感染以前には回復しなかった。コロナ感染者の家族・友人だという理由で、周りの人たちまでが会社によって苦しめられて心的ストレスが深刻化した。退院後は、周りの人もAさんに会いたがらなかったという。以後、Aさんは、混んだ公共交通機関を利用しようとすると恐慌障害の症状を現し、昨年8月に訪ねた精神科で適応障害と診断された。3ヶ月間、精神科の治療を受けたが、日常への復帰が依然として困難なAさんは、契約期間の終了日に合わせて、5月に物流センターを退社した。

Aさんの事件を代理したパク・ソヨン公認労務士は、「コロナで産災が認められるケースは多いが、精神疾患が追加の傷病と認定されたケースはないと知っている。」「コロナの感染者に対する烙印や社会的な差別は、個人に精神疾患を発病させるほどに深刻なレベルだということを示している」と指摘した。

対策委は「事業場のコロナ予防指針はあるが、集団感染した労働者のための復帰指針は準備されていない。」「後遺障害があるのに、一方的に業務の配置を変えたり、事業場で感染者という理由だけで差別が発生するケースも多い」と説明した。対策委は「このような問題を解決するために、政府が具体的な指針を準備し、事業場で集団感染した労働者の復帰の実態を調査するべきだ」と主張した。2021年6月9日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

■「10年待った胎児の産災補償」は目前／

過去の被害にも遡及適用せよ

—精密超音波をしながら先生がしきりと首を傾げて、腎臓の一つがないと言いました…。子供は病んでいますが、大きな心配なく、したいことをしながら過ごせれば良いです。一日も早く子供の疾患絵雄職業病と認める産災保険法が通過するように願います。

—私は妊娠二ヶ月で退社しましたが、産まれた子供に異常がありました。大きな病院に行って「先天性巨大結腸」と診断され、結腸全部を切り取る手術を受けました。うちの子が産災を認められて、これから病院に気軽にゆっくり通えたら良いです。国会は二世の疾患産災法をはやく作って、通過させてください。

—会社が良かったのです。誰もが羨む大企業でした。危険な仕事だとは想像もできませんでした。その化学物質がどんな影響を与えるのか、全く想像もできませんでした。子供が産まれた喜びは少しの間でした。今でも考えます。なぜ私たちにこんなことが起こったのだろうか？そこで働かなかったとすれば、今どうだったのか？

サムソン半導体の工場で働いた労働者が、先月、産災申請を行ったときの発言だ。これらは自分の子供が疾患を持って生まれた理由を、半導体工場で使われた有害物質のせいだと主張しているが、今でも産業災害と認められず、高価な薬を私費で払っている。

公共輸送労組、医療連帯本部、半導体労働者の健康と人権を守る会(パノリム)が21日、国会の前で共同記者会見を行い、現在論議中の産災保険法の改正について、法改正以前に被害を受けた被害者にも遡及適用せよと主張した。

これらは「明日、国会・環境労働委員会は子供の健康損傷に関する産災保険法の改正に

ついて議論する予定だ。今回の議論は、昨年大法院が濟州医療院の看護師の胎児の健康損傷も産災で保護するべきだという趣旨の判決を行ったことに対する、後続作業だ」とした。

これに「今回の議論は、胎児の健康損傷を業務上災害として明示し、保険給付をするように規定するもので、被害者は産災保険法の改正を本当に永らく待ち望んだ」とし、「現在発議されている改正案には重要な内容が抜けている。改正法がどのように通過するかによって、子供の健康損傷の産災認否による給付も、支給・不支給も分かれる」と説明した。

参加者は明日議論される改正法には、△過去の被害者にも遡及適用、△子供の健康損傷保険・休業・遺族・両親が世話する休業給付を含ませる、△父親の有害要因へのばく露による子供の健康損傷も業務上災害と認定、△人間工学的な要因など、多様な有害要因から子供の健康損傷発生の可能性を考慮する内容、が盛り込まれるべきだと主張した。2009年に濟州医療院の看護師15人がほぼ同時期に妊娠して、5人が流産する事態が発生した。産まれた赤ん坊の10人中4人は、先天性の心臓疾患を持っていることが分かった。看護師はほとんど下血と腹痛など、流産症候群に苦しめられた。これらの看護師は、過度な労働強度と同時に、錠剤を挽く時に有害薬品を吸引したことを、流産と(生まれた赤ん坊の)心臓疾患の原因だと主張した。

結局、大法院は昨年4月、濟州医療院の看護師4人が勤労福祉公団に提起した療養給付申請返還処分を取り消し訴訟の上告審で、看護師を勝たせる判決を行った。2021年6月21日 労働と世界 ソン・スンヒョン記者
(翻訳：中村猛)

前線から

石綿肺がん、不慣れな調査で不支給

滋賀

配管工として長年就労してきたことにより石綿にばく露したことが明らかであり、先行して環境再生保全機構も石綿に起因する肺がん罹患したことを認めた事案について、東近江労働基準監督署は業務上災害として認めなかった。

不支給とした根拠は、おそらく、①石綿ばく露作業の従事期間がはっきりわからなかったこと、②労災協力医がはっきりしない意見書を提出したこと、それに加えて、救済給付を受けているし、労災まで認めなくてもいいんじゃないか、と判断されたためである。

石綿ばく露期間

作業において石綿にばく露したのか証明することは非常に困難である。しかし、実際に石綿関連疾患に罹患し、ばく露する可能性のある作業に従事していたので

あれば、その両者をできる限りつなぐことが労働基準監督署の認定作業であり、どうしてもつながらなかった場合にのみ業務外とされるべきであり、多くの監督署でそのように運営されていると思われる。

厚労省の通達「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」によると、「転々労働者等の事実認定の具体的方法」において、「請求人の以下の①から⑦までのいずれかの作業に従事していたとする主張及びそれを裏付ける資料に基づき、以下の①から⑦までのいずれかの作業に被災者が特定期間従事していたと判断できる場合には、石綿ばく露のおそれがないことが明白な場合を除き、被災者が石綿ばく露作業に従事していたと事実認定して差し支えないこと」と記載されており、具体的な作業とし

て、

- ①耐火建築物に係る鉄骨への吹付作業
- ②断熱若しくは保温のための被覆またはその補修作業
- ③スレート板等難燃性の建築材料の加工作業
- ④建築物の解体作業
- ⑤鉄骨製の船舶又は車両の補修または解体作業
- ⑥タルク、バーミキュライト及び繊維状ブレノサイト等の取り扱いの作業
- ⑦①から⑥の作業が行われている場所における作業が挙げられている。今回の被災者は、上記②、③、⑦に従事していることから、年金記録等から判明する在籍期間をもってばく露期間として誤りではない。

ところが、110か月の年金記録があるにもかかわらず、当時の同僚が証言した当該同僚の所属期間である3年しか石綿ばく露期間として認められなかった。

労災協力医は高橋雅士医師

高橋医師は「じん肺エックス線写真による診断制度向上に関する研究」にも参加している医師で、画像診断に関する著書も多く、

2014年長崎大学医学部の勉強会「匠から学ぶ 胸部画像診断」においては「誰でも分かるCTの読み方」という心惹かれる講座を開いている。

本件については、労災協力医として、被災者の2017年から2020年までの画像を読影し、被災者の肺がんに関連して、石綿肺所見の有無及びその程度、胸膜プラーク所見の有無及びその程度、びまん性胸膜肥厚の有無及びその程度についてそれぞれ回答している。

しかし、石綿肺については、「胸部単純写真では全肺野に不整形陰影を認めるが、CTでは肺線維症の所見は明らかではなく」、胸膜プラークについては「明らかな胸膜プラークの所見は認めない」とし、びまん性胸膜肥厚についても「明らかなびまん性胸膜肥厚は認めない」のであるが、いずれも「明らかではないだけで、あるのかわからない」のである。

おそらく画像では胸水なのか胸膜プラークなのか判別できなかったのではないだろうか。

ここで「肺がん罹患する以前の画像はないのか」と診療機関から取り寄せて、肺の線維化と胸膜プラークを確認したのが環境再生保全機構の認定小委員会であったが、「あるのかわからないのかよくわからない」という回答をそのまま使ったのが監督署であった。

ちなみに審査請求時に肺がん罹患前の2015年の画像を提出したところ、「形状は非典型的ではあるが、胸膜プラークの範疇に入れてもよい画像所見を認める」というご高診を賜った。たいへんありがたい話である。

局協議の存在

不支給決定の1か月前、資料を取りまとめて局協議が開催されている。協議結果は、①昭和時代の上下水道の配管工事では、石綿が使用されていることは一般的であり、今木工業（株）の事業内容が水道配管工事を主たる事業としていることが、登記簿謄本で確認できる。②同僚証言から、請求人が在職していたと申し立てる、少なくとも3年間については石綿にばく露し

たと推定することが可能であり、労災協力医の意見で広範囲の胸膜プラークがあるのであれば、本省協議も不要である、というものであった。

本省からの通達も確認せず、また認定基準の一部だけを切り出し、本省協議は不要という結論を出したにすぎないのだから、何のために協議したのかよくわからない。労災協力医の意見書が「よくわからない」というのであれば、調査を重ねるべきである。

実際、環境省の小委員会では石綿肺有、胸膜プラーク有で石綿関連肺がんと認めているし、他の病院でも

東近江総合医療センター

胸膜プラークに係る情報 有／石綿小体・石綿繊維情報 無／石綿肺所見 無

近江草津徳洲会病院

胸膜プラークに係る情報 無／石綿小体・石綿繊維情報 無／石綿肺所見 有

豊郷病院

胸膜プラークに係る情報 有／石綿小体・石綿繊維情報 無／石綿肺所見 有

という所見であったのだから、せめて確定診断委員会に諮るといふ結論が出て良かったのではないだろうか。

審査請求

「そんな不服申立なんて、もうええですって。おじいちゃんかて、もう93歳ですし。」とご家族は積極的ではなかったが、仕事を通じて石綿にばく露したことは明らかであるし、ましてや行政が自ら定めた認定基準を違えて判断していることを見逃すわけにはいかない。幸い、審査官も口頭意

見陳述後2か月で原処分を取り消してくれたが、このような事案が二度と発生してはいけない…とまで書いたところで再び東近江労働基準監督署の不支給処分について相談が入った。

ガラス工場で就労していた作業員の石綿肺について、管理区分決定もあり、続発性気管支炎も確認された。しかし、事業所の、石綿の使用は認めておきながら被災者がばく露した量は少量であった、という主張に従って不支給とされたというものである。再度、審査請求に取り組む。

員にCT検査を行っていたため、胸膜プラーク所見がある受診者は継続してCTを通して経過観察ができたものの、昨年度は肺がん検診にあわせて胸部X線検査のみ行われることにより、やや受信者が減少した。

今年は2日間で34人の予約が入っただけで、さらに減少が見られた。来年度は1日のみの実施となる。

石綿読影の精度に係る調査の流れは次ページの図のようになっている。

左側のラインが石綿による健康被害の有無について調査するものであるが、初期に肺がんの疑いがある場合は右側のラインで精密検査を行う。スタート地点が肺がん検診であるため、石綿の影響については検討されないで、肺がんが確定したとしても、そのデータが環境省にも提供されない限りは石綿との関連性について議論が進まないだろう。

河内長野市は熱心に取り組んできたおかげで、多くの対象者について毎年診断することができていた。レントゲン・CT検査の半年後に医師による画像の解説

石綿読影の精度に係る調査実施

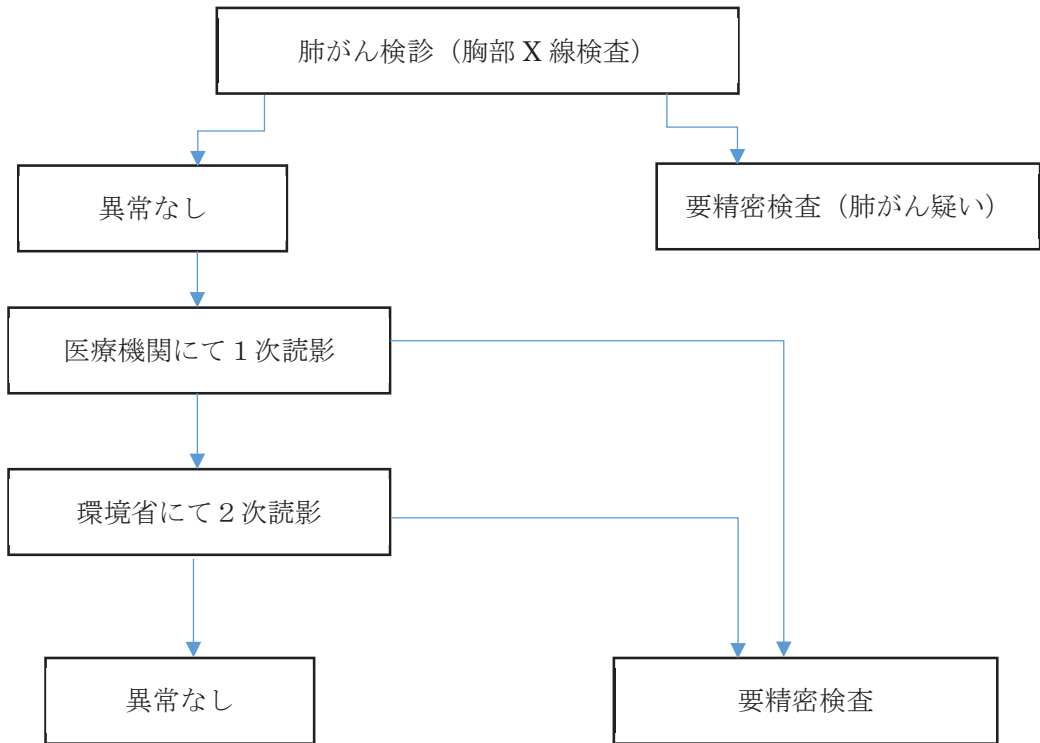
大 阪

平成27年度から平成31年度（令和元年度）にかけて実施されていた「石綿ばく露者の健康管理にかかわる試行調査（リスク調査）」にかわり、昨年度から実施されている「石綿読影の精度に係る調査」が今年も実施された。

河内長野市は、古くから石綿製品工場があったた

め、中高年の受診者が「外に製品が干してありましてね、そこが子どもの頃の遊び場でした」と懐かしがりながら問診を受けている。これまでも有所見者は一定程度見られ、今後も継続して健康管理につなげて行くべき方々複数いる地域であると言える。

リスク調査時は希望者全



と面談をひとりひとりに行ってきたこともあり、市民からの信頼もあったことで、高い受診率を保ってきたのではないだろうか。今年を受診者の減少については、高齢化が進み、子どもなど同居される方が増えたためというように説明を受けたが、もともと地方の小さ

な町である。地縁・血縁で結びつきの強い地域で、子どもがいるという理由で町を去るよりも、子どもがある程度の年齢になると戻ってくる傾向が強いように思う。

来年は実施日も 1 日に短縮することになっており、さらに受信者が減るのではないかと危惧している。



全国労働安全衛生センター連絡会議

安全衛生情報が満載

URL: <https://joshrc.net/>

6月の新聞記事から

- 6/1 米医薬・日用品大手ジョンソン・エンド・ジョンソン（J & J）のペーパーパウダー使用による健康被害を巡る訴訟で、米連邦最高裁は、同社の上告を退けた。この訴訟は、ペーパーパウダーに含まれていたアスベストが原因で卵巣がんを発症したと主張する女性22人の訴えを併合したもので、ミズーリ州の高裁が昨年、同社に21億2000万ドルの損害賠償の支払いを命じていた
- 6/2 鹿児島県警が職員のパワハラを監督責任を問い、上司の警視2人を本部長訓戒処分にしてきた。処分は2月19日付。県警では30代男性警察官が2019年に自殺、今年1月に公務災害に認定された。県警はこの警察官に対する長時間労働とパワハラがあったことを認めた
- 6/3 建設現場でアスベストの健康被害を訴えた集団訴訟で、国の賠償責任を認める最高裁判所の判決を受けて、訴訟を起こしていない被害者などにも、最大1300万円の給付金を支給するための建設石綿給付金法案が、衆議院本会議で全会一致で可決され、参議院に送られ、9日に参院本会議で全会一致でも可決され、成立した。
- 6/7 医師や看護師の被ばくが問題となっていることから、全国8373の医療機関を対象に厚生労働省が初の被ばく管理の調査を行ったところ、放射線を扱う手術や検査などの際、体の2か所以上に線量計をつけることが法令で決まっているが、調査で線量計を2個以上配布しているか確認したところ、33.3%の医療機関が必要な個数を配布していないことがわかった。
- トヨタ自動車の男性社員(28)が2017年に自殺し、上司のパワーハラスメントが原因だとして労災認定されたことをめぐり、トヨタと遺族が和解したことが分かった。豊田章男社長が直接謝罪し、トヨタは人事制度を見直すなど、再発防止策を定めたことを明らかにした。4月7日付。
- 6/10 大和市の元副市長2人が大木哲市長による職員へのパワハラ的言動があったと証言したことを巡り、管理職の市職員が市長とのやりとり後の3月末から療養休暇を取っている。元副市長の金子勝氏によると、辞職前の3月中旬に、この職員が市長室に呼ばれたが、涙を流し、体が震えて入室できない状態になったという。大木市長は、「虚偽のパワハラを流布され、名誉を毀損された」として、金子氏に謝罪広告の掲載や慰謝料など1100万円の損害賠償を求め、横浜地裁に提訴した。
- 6/16 大阪府の枚方寝屋川消防組合は、枚方東消防署の更衣室で同僚のロッカー内に火を付けたとして10日に建造物等以外放火の疑いで書類送検された同署警備課の男性消防士(27)を懲戒免職とした。男性はハラスメントがあったと主張。同組合は委員会で審査する。男性は内部調査に「所属する救助担当の異常な厳しさに気付いてもらいたかった」と訴えている。
- 6/18 労災保険について、厚生労働省の審議会で飲食店の料理などを自転車で届ける配達員とIT業界で仕事をする人について議論が行われ、議論を進めた結果、審議会は「業界団体から要望もあり働く人を保護すべきだ」などとして、ことし9月からいづれについても労災保険の特別加入を認めることを決めた。
- 6/21 長崎県内の炭鉱や造船所で働き、じん肺と労災認定され「間質性肺炎」で死亡した元作業員の遺族4人が国に遺族補償給付金と葬祭料の不支給決定を取り消す

- よう求めた訴訟で、長崎地裁は、原告の訴えを全面的に認め、不支給処分を取り消す判決を言い渡した。同地裁は、死因の間質性肺炎がじん肺や粉じんにさらされたことに起因すると認定。死因と業務との因果関係を認めた。
- 6/22 財務省の決裁文書の改ざんに関与させられ自殺した、近畿財務局の赤木俊夫さんが職場に残した、いわゆる「赤木ファイル」が開示された。この中で、赤木さんは強く抗議したのに改ざんが続けられたため、その過程を記録したと記している、財務省本省の指示の内容などが詳細にまとめられている。妻の雅子さんが国などを訴えた裁判で国が、21日裁判所に提出した。ファイルには518ページの文書がとじられている。
- 過労死の認定基準について、厚生労働省の検討会は残業時間が1か月平均で80時間に達しない場合でも、それに近い残業があり、不規則な勤務などが認められれば認定すべきだとする見直しの案を示した。厚生労働省の検討会は、過労死の認定基準についておよそ20年ぶりに、見直しに向けた検討を進め、その案を示した。
- 6/23 厚生労働省が公表した2020年度の労災補償状況によると、仕事の強いストレスに伴う精神障害の労災認定は前年度比99件増の608件だった。2年連続の増加で、過去最多を更新。20年6月から精神障害の原因として明確に認められたパワハラは労災認定が急増した。精神障害の原因は「上司などからのパワハラ」(99件)が最多。過重労働による脳・心臓疾患の労災認定は22件減の194件。新型コロナや働き方改革で長時間労働が減ったことから、4年連続の減少となった。
- 6/24 「MOCA」を含んだ原料を扱う作業で膀胱がんを発症した男性4人について、1月に厚生労働省がはじめて労働災害に認定した。うち2人は富士市の旧イハラケミカル静岡工場で「MOCA」の製造にあっていたという。厚生労働省は「MOCA」を扱う企業に対し、労働者の健康相談などに適切に対応するよう指示しているが、労災申請は一部に留まっている。
- 大阪メトロ本社(大阪市西区)で2020年3月、40代だった男性社員が自殺したのは長時間労働で精神疾患を発症したのが原因だったとして、大阪西労働基準監督署が労災と認定していた。男性は同社の社内調査で上司から人格を否定する言動を繰り返されていたが、労基署はこのパワハラ被害との因果関係は判断しなかった。認定は17日付。男性は大阪市職員として市交通局で勤務。20年1月下旬に精神疾患を発症し、2カ月後、本社で自ら命を絶った。労基署は、発症直前の3週間に120時間以上の時間外労働があったと認定した。
- 6/26 兵庫県姫路市の「日本製鉄」の「瀬戸内製鉄所広畑地区」の工場5月、エックス線の照射装置を点検していた社員2人が被ばくする事故があった。2人は、国が定める限度を大幅に上回る放射線を浴びた可能性があり、入院した。通常、点検時には装置の電源を切るが、何らかの原因でエックス線が照射されたままになっていたとみられる。装置はエックス線を鉄板に照射し、表面のメッキの厚みを測る仕組み。30代と50代の男性社員2人は、測定室で装置の不具合を点検中に被ばくし、翌日、50代男性の腕が腫れ、発熱したため2人は姫路市内の病院を受診した。その後、広島大学の医療施設に入院し、検査や治療を受けている。

2021年夏期カンパのお願い

日頃より当関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症はまだ収束にほど遠い状態です。

ワクチン接種が開始されたとはいえ、感染者数は緊急事態宣言を出せば減少しするものの、解除する度に増加に転じることを繰り返しています。そんな中、東京オリンピックが開催され、それが新たなパンデミックを起こすのか、苦難の中の開催を表面上讃えて終わるのか、史上初めての混沌とした状況と言えるでしょう。

この1年半で、生活状況が大きく変化した労働者も多いでしょう。安全衛生に関わる出来事も大きな変化を見ました。経済活動が縮小され、これまで普及が進まなかったテレワークが導入され、労働形態も様々な変化があり、オフィス以外での労働時間管理や労働形態の変化によるストレス対策など、これまでと違った労働安全衛生問題がでてきました。需要が急増した食品などを配達するプラットフォームワーカーや芸能人などの個人事業主の労災加入について、各業界の団体や労働組合が働きかけ、厚生労働省によって労災の特別加入枠が広げられました。

複数の事業所で働く労働者の労災加入について法整備されたのも大きな変化でした。ただし、本業だけで生活維持できるほどの賃金が得られず、復業せざるを得ない人が増加しているとも考えられ、変化をただ歓迎してもらえないでしょう。

当センターに活動拠点を置く、中皮腫患者自身のピアサポート活動「中皮腫サポートキャラバン隊」も、zoomを使ったインターネットでの交流活動で、日本中から多くの患者さん達が交流し、イギリス発祥のメソテリオーマディとあわせて、この7月を「中皮腫啓発月間」としてキャンペーンを行いました。

全国で提訴されていた建設アスベスト訴訟では、国の責任を認めた5月最高裁判決を受けて、6月には「建設アスベスト」給付金法が成立。建設労働者の救済が進むことになりました。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさんひとりひとりとの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

冒頭でも述べましたとおり、日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2021年7月

関西労働者安全センター

議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259